

平成 25 年 4 月

お客様 各位

協栄信用組合

【 中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について 】

「中小企業金融円滑化法」は平成 25 年 3 月末をもって期限を迎えました。きょうえいは地域のコミュニティバンクとして、期限到来後も下記のとおり引き続き地域金融円滑化のお手伝いをさせていただきます。

記

- 1 貸付条件の変更等を行っているお客様からの新規融資のご相談に対して、親身になって取り組んでまいります。今後、景気回復が本格化した場合には、それに伴い新規の資金需要も予想されるため、お客様と一緒に経営課題の解決策を考え、対応すべく努めてまいります。
- 2 コンサルティング機能を積極的に発揮すべく、財務面のアドバイスに終始することなく、販路開拓支援・売上増加策などの本業に対するアドバイスも行ってまいります。同時に、コンサルティング機能発揮のため職員のスキルアップにも努めてまいります。
- 3 中小企業や個人事業主のお客様に対して、より広く十分な支援がなされるよう、経営支援先の範囲の拡大にも積極的に取り組んでまいります。また、必要に応じ外部機関との連携を図りながら支援体制を強化してまいります。

今後ともきょうえいは、お客様から何でもご相談頂ける関係を目指してまいります。お客様から「信頼頂けるパートナー」として、今後もお愛顧頂けますよう重ねてお願い申し上げます。

以 上